平成２１年（家）第９１１０３号
東京都府中市緑町１丁目33番地の７
申立人　榎本　孝芳
本籍群馬県伊勢崎市境島村2159番地、最後の住所東京都府中市武蔵台２丁目12番地の２
根岸病院、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日平成20年９月22日、出生の場所千葉県印旛郡大森町、出生年月日大正11年３月14日、職業無職
被相続人　亡　田島　**善**一
催告期間満了日　平成22年１月29日
東京家庭裁判所立川支部

平成２１年（家）第１７３３号
名古屋市中区丸の内３―20―６　豊友ビル２階　小澤・光飛田法律事務所
申立人　光飛田透子
本籍岐阜県大垣市綿町59番地、最後の住所名古屋市西区新福寺町１丁目20番地の６、死亡の場所名古屋市西区、死亡年月日平成20年７月28日頃、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和19年12月10日、職業不詳
被相続人　亡　多和田勝文
催告期間満了日　平成22年１月16日
名古屋家庭裁判所

平成２１年（家）第１３２号
高知県安芸市土居1661番地
申立人　曽我　博明
本籍高知県室戸市羽根町乙2028番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所高知県室戸市、死亡年月日平成17年１月10日、出生の場所高知県安芸郡室戸岬町、出生年月日昭和18年１月28日、職業不詳
被相続人　亡　谷岡　忠**重**
催告期間満了日　平成22年１月15日
高知家庭裁判所安芸支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので､その所持人は､下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第１号
尼崎市南初島町10番地４、登記簿上の住所大阪市浪速区難波中３丁目９番３―605
申立人　株式会社松本商事
代表者代表取締役　松本　　孝
権利を争う旨の申述の終期　平成21年９月25日
平成21年６月９日　木津簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　D005290
金額　258,000円
支払人　株式会社京都銀行八幡中央支店
支払地　京都府八幡市八幡沓田
振出日　平成21年２月25日
振出地　京都府八幡市
振出人　株式会社巌建設　代表取締役　嵜　国章
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号
高知市長浜1555番地２フィール瀬戸402
申立人　有限会社マリンテック
代表者代表取締役　森下　哲夫
権利を争う旨の申述の終期　平成21年10月30日
平成21年６月10日　徳島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＢ75689
金額　610,000円
支払期日　平成21年８月31日
支払地　徳島市
支払場所　株式会社徳島銀行渭東支店
振出日　平成21年４月16日
振出地　徳島市
振出人　株式会社セノオ　代表取締役　兼子　信之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第２号
次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記の権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出て下さい。もし、その終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。
広島市中区基町10番52号
申立人　広島県
代表者知事　藤田　雄山
同代理人　広島県西部建設事務所長　光元　圓二
権利の届出の終期　平成21年10月８日
平成21年６月８日　東広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
1⑴土地　東広島市西条町吉行1619番４
田　57平方メートル
⑵登記年月日　広島法務局東広島支局昭和５年11月17日登記
⑶登記した権利の内容
順位番号１
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和５年11月17日設定
債権額　金1,000円
利息　月８厘
抵当権者　広島市銀山町11番地
武内松太郎
2⑴土地　東広島市西条町吉行1619番７
田　9.34平方メートル
⑵登記年月日　１に同じ
⑶登記した権利の内容　１に同じ
3⑴土地　東広島市西条町吉行1619番６
田　11平方メートル
⑵登記年月日　広島法務局東広島支局昭和５年２月20日登記
⑶登記した権利の内容
順位番号１
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和５年２月15日設定
債権額　金1,698円
利息　期限後は月１分１厘
抵当権者　京城府大和町二丁目36番地
景山　隆治
4⑴土地　３に同じ
⑵登記年月日　広島法務局東広島支局昭和５年11月17日登記
⑶登記した権利の内容
順位番号２
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和５年11月17日設定
債権額　金1,000円
利息　月８厘
抵当権者　広島市銀山町11番地
武内松太郎
5⑴土地　広島県東広島市西条町吉行1619番８
田　1.68平方メートル
⑵登記年月日　３及び４に同じ
⑶登記した権利の内容　３及び４に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第３０号
北海道浦河郡浦河町堺町東２丁目18番６号
申立人　菊地　啓造
本籍北海道幌泉郡えりも町字えりも岬57番地、最後の住所北海道幌泉郡幌泉村字襟裳46番地
不在者　菊地　　清
大正13年６月12日生
公示催告期間満了日　平成22年２月28日
札幌家庭裁判所浦河支部

平成２１年（家）第３４号
北海道稚内市緑６丁目18番18号
申立人　安田小代子
本籍北海道稚内市緑６丁目18番、最後の住所北海道稚内市恵比須１丁目２番31号市営住宅45―Ｂ―１―14
不在者　井上ミサヲ
大正13年12月10日生
公示催告期間満了日　平成22年１月15日
旭川家庭裁判所稚内支部

平成２１年（家）第２０６号
北海道釧路市文苑４丁目57番９号
申立人　江崎　雄次
本籍北海道白糠郡白糠町庶路基線７番地15、最後の住所北海道釧路市大楽毛南５丁目９番１号大楽毛地区第２共同住宅
不在者　久保田悦子
昭和28年９月４日生
公示催告期間満了日　平成22年１月10日
釧路家庭裁判所

平成２１年（家）第１８４号
東京都江東区平野２丁目11番19―506号
申立人　宮永　早苗
本籍東京都江戸川区平井７丁目1920番地、最後の住所千葉県市川市末広１丁目７番５号第１大杉ハイツ
不在者　宮永　勇夫
昭和25年７月22日生
公示催告期間満了日　平成22年１月24日
千葉家庭裁判所市川出張所